

## 令和2年度 第1回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 令和2年5月27日（水）15:00～16:30

場所 鳥取市人権交流プラザ 2階 会議室

### — 次 第 —

#### 1 開 会

#### 2 あいさつ

#### 3 議 事

##### (1) 説明・報告事項

- ① 令和2年度 年間スケジュールについて【資料1】
- ② 地域組織のあり方検討の状況について【資料2】

##### (2) 協議事項

- ① 市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について【資料3】
- ② 参画と協働のまちづくりフォーラムの代替事業について【資料4】
- ③ 自治基本条例の見直しについて【資料5】

##### (3) その他

- ① 社会の変化に対応した地区公民館のあり方について（提言）【資料6】
- ② 次回の開催予定 本委員会：7月下旬、小委員会：6月下旬
- ③ 小委員会オブザーバーについて

#### 4 閉 会

# 鳥取市市民自治推進委員会委員

【H31.4.1～R3.3.31】

(50音順)

	氏 名	所 属 等	区 分
	ウエダ マサトシ 上田 雅稔	弁護士	学識経験のある者
	クラモチ ヒロ ミ 倉持 裕彌	公立鳥取環境大学経営学部准教授	学識経験のある者
	ササキ チコ 佐々木 ちよ子	鳥取市連合婦人会会長	民間団体に属する者
	シミズ はるみ 清水 はるみ	「安全食品を守る会」代表	公募による者
	シモザワ マサユキ 下澤 理如	鳥取市自治連合会副会長	民間団体に属する者
	スズキ ツタ オ 鈴木 伝男	城北地区自治連合会副会長	公募による者
	ツバキ ヨシヒロ 椿 善裕	(公財)とっとり県民活動活性化センター 企画員	民間団体に属する者
委員長	ナカガワ ゲン ヨウ 中川 玄洋	(特非) 学生人材バンク 代表理事	民間団体に属する者
	ニシ ガミ ヨウジ 西上 洋治	鳥取市公民館運営審議会委員 鳥取市少年愛護センター運営委員 佐治町古市実行組合長	公募による者
	ミヤザキ カズヨシ 宮崎 和義	(社福) 鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係長	民間団体に属する者

※ 所属等については平成31年4月1日時点のもの

## 鳥取市市民自治推進委員会

### 配付資料一覧

【R2. 5. 27（水）】

資料番号	資料のタイトル
資料 1	令和 2 年度 年間スケジュールについて
資料 2	地域組織のあり方検討の状況について
資料 3	市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について
資料 4	参画と協働のまちづくりフォーラムの代替事業について
資料 5	自治基本条例の見直しについて
資料 6	社会の変化に対応した地区公民館のあり方について（提言）

資料1

令和元年度～令和2年度 市民自治推進委員会 スケジュール

	令和元年度				令和2年度			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
委員会開催月目安(全大会)	①	②	③ ④	⑤	②	④ ⑥	⑧	⑨ ⑩
(小委員会)				⑥	① ③	⑤	⑦	
委嘱状の交付、委員長の選出	●							
活動計画の確認	●				●			
市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)審査会委員の選出	●				●			
市民まちづくり提案事業(協働事業部門)の審査		●				●		
市民活動表彰者の選考			●			●		
先進地視察			●					
参画と協働のまちづくりフォーラム	実施時期・方向性の決定		準備(内容検討)		検討			
委員会意見書の提出							内容の検討・作成	提出
自治基本条例の見直し答申			事前調査等		諮問～見直し審議～答申			
地域組織のあり方検討	検討状況は随時委員会で報告							

## 地域組織のあり方検討について

### 1 取組みの背景

人口減少や少子高齢化など社会情勢が大きく変化し、地域が抱える課題も多様化しています。本市は、市民と市の協働によるまちづくりを推進し、豊かな地域社会を実現するため、平成20年に鳥取市自治基本条例を制定しました。

国（文部科学省）においても、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策」について検討され、持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことを求めています。（平成30年 中央教育審議会答申）

また、鳥取市社会教育委員会議においても、地区公民館を通じた「ひとづくり」「つながりづくり」「地域づくり」を進めることについて提言されています。

### 2 地域組織に関する取り組み

本市では、平成20年を協働のまちづくり元年とし、まちづくり協議会の設立を呼びかけるとともに、助成金の交付や関係者を対象とした研修会を開催するなど必要な支援を行ってきました。

それから10年以上が経過し、急速な人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化、地域のつながりの希薄化など、地域コミュニティを取り巻く環境は厳しさを増しており、地域によっては、人材や資金の不足など組織や活動の維持存続に不安を抱えておられる状況があります。

このような状況を踏まえ、地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために「学びの成果を活かした住民主体の地域づくり」を進めるため、地域と共に地域組織のあり方の検討を進めています。

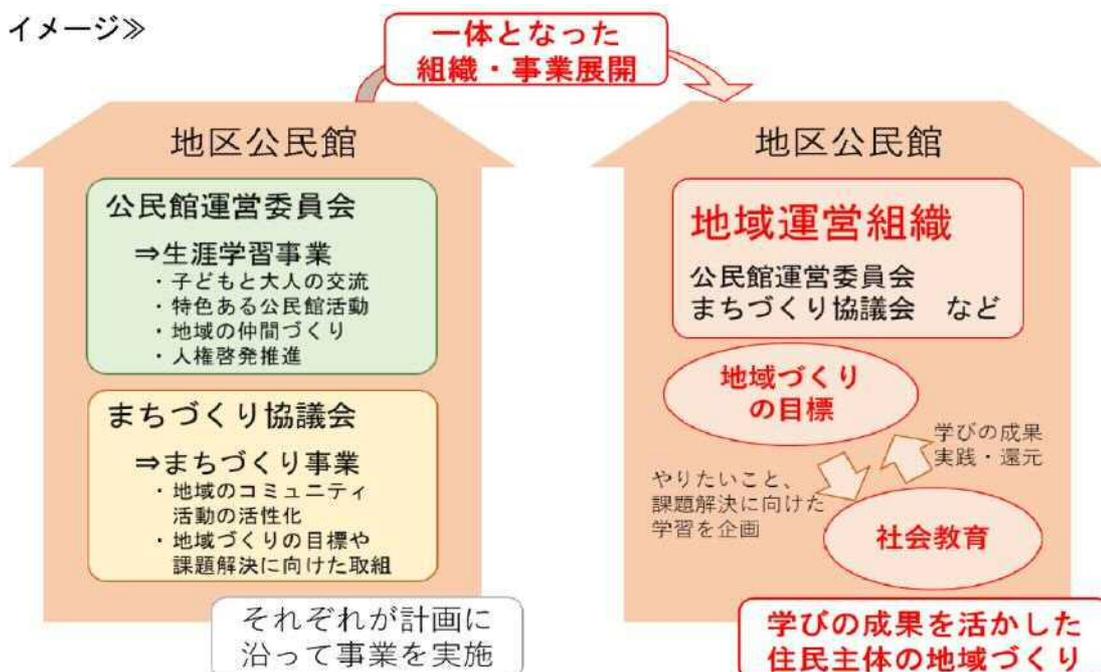
令和元年度からは、地域組織の見直しを希望する地区において、試行的な取組みを実践し、その成果や課題を検証しています。

### 3 試行的な制度の概要

対象：試行的な制度の導入を希望された、明治・用瀬・佐治地区の3地区

#### (1) 組織（公民館運営委員会とまちづくり協議会）の一体化

≪ イメージ ≫



● 組織の一体化

	前	後	備考
明 治	明治地区公民館運営委員会 明治郷づくり協議会	明治郷づくり協議会	平成31年4月21日 規約変更
用 瀬	用瀬地区公民館運営委員会 用瀬地区まちづくり協議会	用瀬地区まちづくり協議会	平成30年4月2日 規約変更
佐 治	佐治地区公民館運営委員会 佐治町まちづくり協議会	佐治町まちづくり協議会	平成31年4月22日 規約変更

※ まちづくり協議会が公民館運営委員会の機能を引き継ぐ(包含する)体制へ移行

(2) 事業資金（関連する補助金等）の一本化



一括交付金のねらい（めざす姿）＝ 学びの成果を活かした住民主体の地域づくりを推進

4 試行運用に関する意見交換と情報共有

① ヒアリング（意見交換）

7月に各地区単位で、10月に3地区合同でヒアリング（意見交換）を行いました。

② 情報共有

運用状況について、自治連合会、地区公民館、まちづくり協議会と情報共有を行いました。

- ・自治連合会、地区公民館など... 地域振興会議会長会(8月)、地区会長会(10月)  
公民館長会(R元.3回)、出前説明会(13地区、延べ参加者約120人)
- ・まちづくり協議会... .. 令和元年12月25日に研修会を開催(参加者110名)

③ ヒアリング（意見交換）

1年間の試行期間を終え、令和2年4月に各地区でヒアリング（意見交換）を行いました。

≪ 良かった点 ≫

- ・組織の一体化により地域の一体感が生まれ、これまで多くは公民館主体であった事業が計画から実施まで地域住民が関わる機会が増えた。
- ・生涯学習から地域活性化への展開など大きな視野で考えられるようになった。
- ・事業資金が一本化されたことで動きやすくなった。(事業間で調整が可能)
- ・市役所に出向く回数が減少し、公民館の事務が効率化された。
- ・一部であるが事業や組織を整理することができた。

≪ 課題と感じた点 ≫

- ・事業の目的を明確にして内容を考えていかないといけない。
- ・まち協の公民館事業部で従来の公民館事業(社会教育部分)を実施したが、他の部との事業と融合していきたい。(社会教育とまちづくり事業の融合)
- ・役員の重複解消は時間をかけて見直す必要がある。
- ・効率的な会議の持ち方を検討したい。

## 5 今後の取り組み等（案）

### （１）試行の取り組みを通じて

令和元年度の取り組みを通じて、組織の一体化と事業資金の一本化が、各地域の目標に向けたまちづくり及び地域課題の解決に一定程度、寄与することが確認できました。

地域からは、柔軟な運用ができる仕組みづくりが求められています。市民自治推進委員会からも、全市一律の制度とするのではなく、それぞれの地域に合ったやり方を選択できるような制度設計が必要との意見をいただいております。各地域がそれぞれの判断によって、地域の実態に即した制度を導入（選択）できるような仕組みをめざします。

### （２）今後の具体的な取り組み

- ・ 3地区で試行的な取り組みを継続し、地域や関係団体（組織）等の意見を伺い、市の制度や支援のあり方の検討を進めます。
- ・ 試行的な取り組み（組織の一体化及び事業資金の一本化）を希望される地区において、地域や関係団体（組織）等の意見を伺い、令和3年度から実施できるよう調整を進めます。
- ・ 地域の希望に応じて、拠点施設の地域運営（指定管理者制度の活用等）ができるよう、調整を進めます。
- ・ 地域福祉や地域活性化等に関する類似の補助事業を精査し、一括交付金制度として地域組織へ支出（補助）できないか検討します。

### ≪ スケジュール案 ≫

- 令和2年6月～ 試行の取り組み状況等を情報発信（各地区）  
制度導入に向けた個別相談（希望される地区で随時実施）
- 8月 協働のまちづくりに関する啓発事業（フォーラムの代替事業）  
希望する地区へのアドバイザー派遣
- 9月～ 令和3年度からの試行制度の導入に関する意向調査

### ● 参考

#### ≪ 指定管理者制度の導入に関する考察 ≫

#### （１）地域組織による地域づくり事業と拠点施設の運営により期待される効果

- ① 地域の実態や課題解決、まちづくりの視点を踏まえた主体的で自立性のある運営、コミュニティ活動の拠点となる施設の実現
- ② 地域組織による柔軟でより効果的な施設活用・運営による住民福祉の向上

#### （２）地域組織が指定管理者となる場合に想定する業務内容（指定管理業務）

- ① 地域振興・福祉業務（コミュニティ計画に基づく各種事業の支援）
- ② 生涯学習業務（社会教育を基盤とした地域づくりの取り組み支援）
- ③ 災害対応業務（災害時の防災拠点としての施設運営）
- ④ 施設運営業務（施設の貸し出し、利用料金の徴収、管理に必要な鍵の保管）
- ⑤ 施設管理業務（建築物及び設備の保守管理、備品の保守管理、施設管理、清掃）

※ 地区公民館機能（社会教育・まちづくりの拠点：①と②、防災拠点：③）を確保しつつ、地域組織の取り組みをサポートする「新しい指定管理者制度」の導入をめざす。（④、⑤は通常の指定管理業務（貸館））

## 鳥取市市民まちづくり提案事業助成金

## 目 的

地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」の経費の一部を助成し、市民活動の活性化や協働によるまちづくりの推進を図る。

## &lt;市民活動促進部門&gt;

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金(市民活動促進部門)審査会で審査

審査委員：5名以内（**鳥取市市民自治推進委員から1名**）

委嘱期間：委嘱日から令和3年3月31日まで

事業種別	創造的な市民活動事業 (スタート型)	公益的な自主事業 (ステップアップ型)
趣旨	活動をこれから始める、又は始めたばかりの市民活動団体を応援するもの	既に活動している市民活動団体の活動を更に充実・発展するよう応援するもの
助成上限額	10万円	20万円
助成率	10/10	4/5
申請ができる団体	設立後3年未満の団体 1団体につき1回限り	設立後1年以上の団体 1団体につき3回まで(スタート型含む)
助成件数	2団体程度	4団体程度
実績	(助成団体数/申請団体数) H29年度 申請なし H30年度 申請なし R1年度 申請なし	(助成団体数/申請団体数) H29年度 4団体/4団体 H30年度 1団体/1団体 R1年度 3団体/4団体

## &lt;協働事業部門&gt;

## 鳥取市市民自治推進委員会にて審査

事業種別	行政提案型事業		
趣旨	市の示す行政課題の解決のため団体が企画立案する事業で、市との協働により行政課題の効果的な解決が期待できるもの		
助成上限額	40万円	助成率	10/10
申請ができる団体	市民活動団体等の団体		
助成件数	1つの課題につき1団体		
実績	(助成団体数/申請団体数)		
	H29年度		
	◎ 「砂像のまち鳥取」推進につながる事業		1団体/1団体
	◎ 地域資源活用による街なか暮らし魅力創出につながる事業		0団体/1団体
	◎ 女性の活躍推進につながる事業 再募集		1団体/1団体
	H30年度		
	◎ 文化芸術による街なかの賑わい創出につながる事業		1団体/1団体
	R1年度		
	◎ 地域主体のボトムアップでつながる山陰海岸ジオパーク事業		1団体/1団体
	◎ スケートボードを通じた社会教育環境の構築につながる事業		1団体/1団体

## 令和2年度 参画と協働のまちづくり啓発事業（仮称） 《たたき台》

### 1 目的

鳥取市が平成20年度を「協働のまちづくり元年」とし、市民との協働によるまちづくりの取組みを進め始めてから10年以上が経過しました。この間、全61地区にまちづくり協議会が設立されるなど一定の成果が得られた一方、急速な人口減少や地域課題の多様化などにより地域をとりまく環境は変化しており、地域によっては人材や資金の不足など組織や活動の維持継続に不安を抱えておられる状況にあります。

そうした中、地域の課題に柔軟に対応していくため、その地域に合った新たな取組みが展開され始めている。こうした先進的な取り組みについて実際に地域組織に関わる方たちとともに情報共有し、自身の地域に当てはめていただくことで、これからの地域組織のあり方を考える契機とすることを目的とします。

### 2 内容

- (1) ぴよんぴよんネットによる行政番組放送
- (2) 放送内容を録画したDVDの公民館への配布

※ 地域組織に携わる方を対象としたフォーラムを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮して内容を変更（最終決定は市民自治推進委員会）

### 3 テーマ

「地域づくりと社会教育の融合について」

※ 第5回委員会（R2年2月開催）で確認済

### 4 放送時期

日にち：令和2年8月上旬 ※

### 5 具体的な放送内容（たたき台）

- (1) 講演（30分）
- (2) 市民自治推進委員の対談（30分）○○委員・○○委員・○○委員
- (3) 取組み紹介（インタビュー：10分×3）
  - ① 試行的に一括交付金を導入している地区
  - ② 地域組織による拠点施設の管理運営をめざしている地区
  - ③ 自治会が自立的に新しい地域運営をめざしている地区

● 全体で90分程度を予定（ぴよんぴよんネットと調整）

≪主催者について≫

例 年：参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会

（市民自治推進委員会、社会教育委員会、市公民館連合会、まちづくり協議会 等）

本年度：市民自治推進委員会と市の共催

## 鳥取市自治基本条例の見直しについて

### 1 これまでの取り組み

鳥取市自治基本条例（平成20年10月1日施行）は、「市民と市が自治の主体であり、お互いがたゆみない努力によって自治を維持する」を理念とし、「市民と市の相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを進める」という基本原則を本市の自治の規範と位置付け、市民と市が共にまちづくりに取り組んでいるところです。

条例第30条において、条例施行日から4年を超えない期間ごとに、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討することが定められています。

令和2年度は前回の見直しから4年目となり、3回目の見直しの時期にあたります。

#### 【過去の見直し状況】

第1回 平成24年	○ 検討結果：危機管理についての条項の追加が必要
第2回 平成28年	○ 検討結果：現行通りでよい ○ 委員会意見 ・「まちづくり」の定義づけが必要では ・コミュニティの範囲について検討する必要があるのでは ・自治会、まちづくり協議会、地区公民館の位置付けと役割を明確にしては

#### 【市民自治推進委員会の審議経過】

- ・ 第3回委員会（10/23）にて前回見直し時の流れ、過去の答申内容を共有。
- ・ 新見市、朝来市（いずれも自治基本条例制定自治体）へ視察研修を実施。（第4回委員会）
- ・ 第5回委員会（2/14）にて視察の振り返り。その後、条例見直し検討ワークシートを作成。
- ・ 小委員会（3/10）にてワークシートのまとめ。
- ・ 正副委員長会（3/30）にて条例見直し等のポイント整理。
- ・ 4/30、市長から委員長へ諮問書の提出
- ・ 小委員会（4/30）にて条例見直しのポイント及び検討項目の協議。

### 2 条例見直しの考え方について（小委員会で協議した案）

#### （1）諮問の内容

- ① 条例各条項が社会情勢に適合しているか
- ② 条例各条項に基づく運用状況の調査

#### （2）基本的な考え方

平成29年3月答申時の「自治基本条例は、本市の自治の基本理念を定めるものであり、の自治の規範となる本条例はいわば憲法のような位置づけである」との認識を承継し、改定ありきの見直しは避けつつ審議します。

#### （3）見直しに向けた議論の方法

本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分果たしているか次の項目をふまえて審議します。

- ① 各条項における社会情勢の変化への適合状況、
- ② 条例に基づく取り組み状況、市の各課の条例の運用状況
- ③ まちづくり協議会等との意見交換（取組み状況）
- ④ 新たな条項の追加の必要性等

### 3 条例見直しのポイント及び検討項目(小委員会で協議した案)

#### (1) 地域組織によるコミュニティ活動推進の視点(まちづくり協議会)

地域組織のあり方が検討され、まちづくり協議会を中心としたコミュニティ活動が活発に行われている地区が存在するが、まちづくり協議会の位置付けが明確となっていない。

第13条(コミュニティ)関係において、まちづくり協議会についての項目追加を検討する。

#### (2) 社会情勢を踏まえた見直しの視点(危機管理、広域連携)

自然災害の多発、大規模化を踏まえ、危機管理(防災)に関する項目を補強することが求められる。第24条危機管理において、災害時における地域と行政の連携、協働に関する記述を追加する。

中核市へ移行し、周辺の自治体や関係機関との更なる連携が求められる。第28条において広域連携の項目を追加する。

#### (3) その他

上記の他、諮問内容に沿って各条項の運用状況を調査する。

地区公民館及び地域コミュニティの位置付け、地区公民館職員の役割等について意見として答申するか検討する。

### 4 今後の取り組み(スケジュール案)

4月	市民自治推進委員会への諮問、小委員会
5月	市民自治推進委員会での審議(答申書のたたき台について協議)
6月	小委員会(答申書の案について協議)
7月	市民自治推進委員会で答申書のまとめ
8月	市民自治推進委員会から市へ答申を提出
9月	(条例改正を行う場合) ・答申を受け、対応方針の決定。庁内関係課で協議。 ・協働のまちづくり推進本部で見直し方針の決定、条例素案の作成。
10月	・市民自治推進委員会にて素案に対する意見をもらう。 ・パブリックコメントを実施。 ・パブコメを踏まえた素案を市民自治推進委員会に提示。 ・条例案の最終決定。
12月	条例提案(改正を行う場合)

## 社会の変化に対応した地区公民館のあり方について（提言）

令和2年4月17日

鳥取市社会教育委員会議・公民館運営審議会・生涯学習推進協議会

### はじめに

地区公民館は、地域における社会教育・生涯学習の拠点施設として、これまで重要な役割を担ってきました。本市では、平成20年に鳥取市自治基本条例が施行され、地区公民館がコミュニティ活動の拠点施設と位置づけられ「生涯学習の推進と地域への還元」や「参画と協働のまちづくり」が進められています。

文部科学省の諮問機関である中央教育審議会が平成30年12月に示した答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、社会教育を基盤としたひとづくり・つながりづくり・地域づくりの推進や、社会教育施設に対して地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンタ儿的役割、地域の防災拠点となることへの期待が示されました。

人口減少問題や少子高齢化、高度情報化の急速な進展などの社会情勢の変化を背景に、地域における社会教育や地区公民館に求められる役割も変化し多様化する中、本会議では公民館活動の意義の再確認を行うとともに、これからの活動や地域における位置づけについて議論してきました。

### （1）地区公民館の現状

各地域において各地区公民館が果たしている役割として以下の点が確認されました。

- ① 地域の人々が「つどい・まなび・つながる」場として、館長及び公民館職員が中心となり、公民館主催の生涯学習事業（大人と子どものふれあい事業、特色ある公民館活動事業、地域の仲間づくり事業、人権啓発推進事業など）を柱とした各種教室や行事の実施、サークル活動の支援等を行っている。
- ② 地域づくりの拠点施設として各種団体による利用のほか、まちづくり協議会の事務局としての役割を持ち、地域によっては各種団体の事務局機能も果たしている。

### （2）課題

このような現状を踏まえ、課題として次のような点が挙げられました。

- ① ひとづくり

従来から地域づくりに関わってきた地域人材の高齢化が進む一方で、公

民館事業や地域行事への若い世代の参画が不足しており、地域人材の固定化やこれからの地域づくりを支える担い手の不足が顕在化している。

② つながりづくり

本市においては、地域の実態は様々であるが、ライフスタイルの多様化や核家族・共働き世帯の増加、都市部を中心とした自治会加入率の低下や中山間地域における高齢化の進行などによって顕在化してきた地域課題（つながりの希薄化や担い手不足）に悩む地域があることは否定できない。このような状況が続けば、近い将来、幅広い世代が地域活動や学びを通じたつながりを形成し、地域社会を支えていく基盤を維持することが難しくなると予見される。

③ 地域づくり

地域によっては、まちづくり協議会、自治会、町内会、各種団体および公民館の役割分担が不明確なままそれぞれの事業が行われている実態がみられる。その結果、地域における事業が重複し、公民館をはじめ各種団体の多忙化につながっている。

また、市においては、社会教育と地域づくりに関する複数の部署の連携が不十分なため、公民館における会計事務等が煩雑になっている。

### （3）提言

#### ○ 社会の変化に対応した公民館のあり方

すでに、我が国の人口は減少局面に入っており、誰も経験したことのない社会の縮小が始まっています。これからは、地域住民がこれまでの経験や知恵を活用し、それらや既成の「常識」とらわれることなく、地域に住む様々な人々の存在と多様な考えを認めあい、長期的な視野に立って新たな地域像を共に描いていくことが求められています。そのために、既存の地域組織のつながりを基盤としつつ、より幅広い地域住民の実情や思いが反映できる体制づくりが急務となっています。

公民館は全年齢（全世代）に開かれた教育施設であり、時に異年齢の集団がともに学ぶ場を提供することができる機関です。公民館が培ってきた生涯学習や社会教育の手法、特に、個人々の学習要求をくみ取りつつ（ひとづくり）、学習集団を形成して相互に高め合う場をつくり（つながりづくり）、さらに学習の成果を発表・発信し、地域課題解決に活用する（地域づくり）といった取り組みのノウハウを、今後の地域づくりに活かしていくことが求められています。

## ○ これからの鳥取市の地区公民館のあるべき姿

本市の地区公民館においては、61地区の個性や特色を活かし、個人の学習要求を尊重しつつ、同じ関心を持つ集団や地域共通の課題にも配慮した事業や講座の企画に、これまで以上に注力する必要があります。

公民館が主体となってそのような事業を実施する際には、幅広い世代や多様な背景を持つ住民が参加できる事業を意識することが望まれます。そうすることで、その中から将来地域を支える人材が育っていくことが期待されます。

地域の組織や学校が主体となって行う事業については、住民自治のさらなる促進のためにも、公民館（実務上は館長及び職員）はあくまで住民や集団の学び・育ちの観点からそれらの事業を補完・支援するコーディネーター役を担うべきです。

また、テーマが共通している事業や単独の地域では対応できない課題については複数の公民館が連携・協働して事業を実施するなどの工夫も必要です。

なお、公民館活動は非営利であることが求められているが、それは完全な無償ではなく、地域活動として一定の収益を上げることやボランティアなどの協力者に一定の報酬が支払われることが妨げられるものではないことも考慮すべきです。

以上を踏まえると、例えば、地域で以下のような事業に取り組み、その際に公民館（館長及び職員）がコーディネーターとしての役割を担うといった形が考えられます。

### 【防災】

地域の防災力向上のため、既存の料理教室に災害時の食事提供を想定した内容を組み込む。

### 【教育】

PTA や子供会育成会等が協力し、学校支援ボランティアのためのサロンやボランティア人材育成のための研修・講座などに取り組む。

### 【地域福祉】

高齢者のつながりづくりのために、地域住民が集まって会話や食事を楽しむサロンを開催する。

### 【産業振興】

地域住民による特産品や特産物作りを行う。その収益により地域振興を図る。

### 【管理運営】

地域組織や学校等の行事を網羅したコミュニティカレンダーの作成を通じて事業の棚卸や地域全体の事業の見える化を図る。

## ○ 市の関わりや支援について

上述のように、地区公民館は、地域住民の学びの拠点であるとともに、地域の諸活動を支える高度なコーディネーター機能が求められています。そのような機能を十分に果たすためには、公民館職員の待遇を改善し、優秀な人材を安定的に確保したうえで、社会教育主事講習などの研修への参加機会の充実を図る必要があります。

さらに、防災、学校教育、地域福祉、産業振興などの専門的な知識を必要とする場合は別途アドバイザーを派遣するといった仕組みも検討すべきです。

また、財政的な支援については、現在試行的に実施されている一括交付金の制度を検証し、地域における各種取組みがさらに促進されるよう工夫する必要があります。

そして、以上のような、人材や財源の確保方法を含む公民館の運営体制のあり方については、地域ごとに選択可能な制度となるよう慎重に検討を行うべきです。

なお、所管課による公民館に対する諸施策の検討に加え、関係部局が情報共有や連携・協力できる体制を整え、より効果的な事業の再編などを進めることも必要です。その際、職員一人一人が社会を取り巻く環境やそれに伴う地区公民館の役割の変化を踏まえ、今日的な社会教育を理解して業務に取り組むことが求められます。

以上が、私たちが考える「社会の変化に対応した地区公民館のあり方」とそれに向けた提言です。これらの提言を踏まえ、各地区公民館が時代に応じた役割を十分に果たすことができるよう、適切な施策が講じられることを望みます。